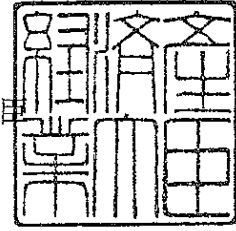


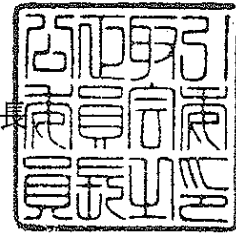
平成15・11・13中第1号  
公取企第79号  
平成15年11月28日

親事業者代表取締役 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



#### 下請取引の適正化について

最近の我が国経済は、企業収益の改善が進むとともに、民間設備投資も上向くなど、持ち直しに向けた動きが見られるものの、中小企業については、景況は一進一退で推移しており、大企業に比べ、業況回復の遅れが見られます。このような環境の下、下請事業者は、厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、単価の見直し等、厳しい対応を迫られているところでもあります。

政府としては、このような状況を踏まえ、相対的に弱い立場にある下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしわ寄せを受けないよう、下請代金の支払遅延、下請代金の減額（下請事業者に責任が無いのに、あらかじめ定めた下請代金の額を減額する行為）、買いたたき（下請事業者の給付の内容と同種の内容に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める行為）、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の支払遅延については下請代金を早期に支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めていくこととしております。

特に、年末においては、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されており、加えて、最近の下請取引においても重大な下請代金支払遅延等防止法違反事例が見られていることから、あらためて下請代金支払遅延等防止法遵守の徹底により下請取引の適正化を一層強力に推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴社におかれましても、このような状況について十分御認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、社を挙げて取り組んでいただくようお願いいたします。

特に、別紙1の事項について、担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講じるよう強く要請いたします。

なお、明年4月1日からはサービス分野における下請取引への適用の拡大、不当なやり直し等の新たな違反行為類型の追加等を内容とする下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（別紙2）が施行されることとなっており、改正の内容についてもあわせて周知徹底を図り、社内における遵法体制の整備に努めていただくよう要請いたします。

※別紙省略